第明治二十五種郵便物認可

8　国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在における全ての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9　［略］

10　業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

［イ～ハ　略］

ニ　「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　［略］

11　高速取引行為に係る業務の状況

取引所取引業務として高速取引行為を行う場合には、高速取引行為に係る有価証券の売買及び市場デリバティブ取引の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

イ　有価証券の売買株数又は売買金額（デリバティブ取引に該当するものを除く。）を取引戦略ごとに約定基準により記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

ロ　取引戦略の名称がない場合は、「取引戦略の名称」の欄は記載することを要しない。

ハ　「取引戦略の類型」の欄には第220条第７号イ⑴の取引戦略の類型を記載すること。

ニ　「株券」の欄には株券及び出資証券（法第２条第１項第６号に掲げる出資証券、同項第７号及び第８号に掲げる優先出資証券並びに同項第11号に掲げる投資証券をいう。）に係るものを、「債券」の欄には国債証券、地方債証券、特殊債券（同項第３号に掲げる有価証券をいう。）及び社債券（社債券その他の債券をいう。）に係るものを記載し、同項第17号に掲げる有価証券に係るものはこれらに準じて記載すること。

ホ　外国有価証券（日本国若しくはその地方公共団体又は居住者（外国為替及び外国貿易法第６条第１項第５号に規定する居住者のうち法人をいう。）が本邦（同項第１号に規定する本邦をいう。）において発行する有価証券以外の有価証券をいう。）に係るものは、株券、債券（社債券）、受益証券等それぞれに相当するものに合算し、上段に内書（括弧書）として記載すること。

ヘ　「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　市場デリバティブ取引の状況

イ　取引戦略ごとに記載することとし、５以上の取引戦略がある場合は、別紙に列を追加するなどして全ての取引戦略の状況を記載すること。

△

○

○

8　国内の事務所その他の施設の状況

当期末現在におけるすべての国内の事務所その他の施設について記載すること。なお、当期中において、国内の事務所その他の施設の設置若しくは廃止があった場合又は国内の事務所その他の施設の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

9　［同左］

10　業務の状況

当期における取引所取引業務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入すること。

⑴　有価証券の売買の状況

［イ～ハ　同左］

ニ　「上場証券投資信託」の欄には、投資信託及び投資法人に関する法律施行令第12条第２号に掲げる証券投資信託の受益証券に係るものを記載すること。

⑵　［同左］

［加える。］